

(資料6)

避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規約

(趣旨・目的)

第1条 この規約は、当自治会が避難行動要支援者に関する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、【当自治会の区域内に居住する】避難行動要支援者の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において「個人情報」とは、避難行動要支援者名簿に記載された情報及び当自治会が個人情報を基に対象者への聞き取り等により取得した個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものをいう。

2 前項の「避難行動要支援者名簿」とは、本人の同意を得て災害が発生する以前に市から提供されるものと、本人同意の有無に関わらず災害発生後に市から提供される名簿記載対象者全員を含むものをいう。

3 この規約において「保有個人情報」とは、当自治会が保有する、避難行動要支援者に関する個人情報をいう。

4 この規約において「本人」とは、個人情報によって識別される当該個人をいう。

(利用目的)

第3条 当自治会は、個人情報を平時の避難行動要支援者の避難支援体制づくり及び災害発生時の避難支援のために利用するものとする。

(利用目的による制限)

第4条 当自治会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(適正な取得)

第5条 当自治会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(適正な管理)

第6条 当自治会は、個人情報の保護を図るため避難行動要支援者名簿管理責任者を定め、避難行動要支援者名簿の写しを管理する者を把握するとともに個人情報の漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止しなければならない。

2 名簿の更新等により市へ名簿を返却する必要があるときは、避難行動要支援者名簿の原本及び写しを返却しなければならない。

(第三者提供の制限)

第7条 当自治会の避難行動要支援者名簿（写しを含む）を管理する者及び避難行動要支援者名簿（写しを含む）を管理する者であった者並びに避難行動要支援者の支援者及び支援者であった者は、個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内とし、支援関係者以外の第三者に提供してはならない。

(苦情の処理)

第8条 当自治会は、保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(取扱い事務の継承)

第9条 当自治会の避難行動要支援者名簿管理責任者及び避難行動要支援者名簿の写しを管理する者に改選があったときは、新旧の役員は避難行動要支援者名簿等について、すみやかに引継ぎを行わなければならない。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項については、吉川市個人情報保護条例の本旨に従い、個人情報を適正に取り扱うものとする。

附 則

この規約は、2021年7月18日から施行する。